

緊急事態宣言を受けた大阪府内ハローワークの業務体制について

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出され、対象地域として大阪府が指定されたところです。

利用者の皆さまには大変ご不便をお掛けいたしますが、感染拡大防止の観点から、ハローワーク庁舎内の「三密」を防止するため、ハローワークインターネットサービス等を活用した情報収集、電子申請・郵送による申請を活用いただきますよう、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

なお、郵送の際は、郵便事故防止のため、できるだけ特定記録等での郵送をお願いします。

【業務体制】

- すべての施設で窓口業務をおこなっております。
※開庁施設は、今後変更される場合があります。

【窓口のご案内】

■ お仕事をさがしている方

- お仕事さがしのご相談等

ハローワークインターネットサービス、求職者マイページを活用した求人情報検索のほか、お急ぎの方は電話での職業相談等をご利用ください。感染拡大防止の観点から来所をお控えいただき、インターネット等によるご利用をお願いします。

- はじめて失業給付の手続きをされる方

ご本人確認が必要となりますので、来所いただくようお願いいたします。

- 雇用保険を受給中の方

緊急事態宣言を受け、郵送による失業の認定が可能となっております。
詳細は（別添1）をご覧ください。

- 職業訓練を受講中の方

緊急事態宣言を受け、郵送による来所指定日に係る手続きが可能となっております。必要な書類、提出期限等、詳細は管轄ハローワークの職業訓練窓口へお問い合わせください。

■ 事業主の方

- 求人申込み：感染拡大防止の観点から求人者マイページ、郵送、FAXをご利用ください。

- 雇用保険適用関係：感染拡大防止の観点から原則として、郵送、電子申請による受付とさせていただきます。

○ 助成金の相談・申請

各種助成金のお問い合わせにつきましては、大阪労働局 助成金センター又は各ハローワークへお願いいたします。

※新型コロナウイルスの影響による特別労働相談窓口（雇用調整助成金）について

相談時間 8：30～17：15（月～金）（完全予約制）

相談内容 新型コロナウイルスの影響による雇用調整助成金に関する相談

相談場所 大阪労働局助成金センター

【大阪労働局助成金センター】

住 所 〒540-0028 大阪府中央区常盤町1-3-8(中央大通 FN ビル 9 階)

電話番号 06-7669-8900 受付時間 8：30～17：15（月～金）

新型コロナウイルスの集団感染を防止するため、完全予約制にて相談を承っております。ご予約は、電話にて大阪労働局助成金センターまでお問い合わせください。

なお、支給申請は郵便で受付可能です。感染拡大防止のため、できる限り郵送での申請をお願いいたします。郵送の場合は、助成金センターまでご送付ください。

■休業しているが休業手当の支給のない方（個人）、またはその事業主の方

○ 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金に関する相談・申請

ハローワークでは、休業支援金・給付金の申請書用紙の交付のみで、申請にかかる相談や支給申請の受付は行っておりません。ご相談や支給申請（郵送）は下記のところをお願いします。

【申請相談】

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター

電話 0120-221-276 月～金 8:30～20:00 / 土日祝 8:30～17:15

【支給申請書の送付先】

〒600-8799

日本郵便株式会社 京都中央郵便局留置

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金担当 宛

※ハローワークでは申請受付は行っておりませんので、必ず上記に郵送か WEB による申請をお願いします。

■ その他

上記以外の業務の取扱いなどについては、各ハローワークへお電話でお問い合わせください。

雇用保険の受給手続き中の皆様へ 失業認定日についてのお知らせ

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、特例措置として、失業認定については、以下のとおり取扱うことといたしますので、よろしくをお願いいたします。

ハローワークへお越しの際は、引き続きマスクの着用、手指消毒などの十分な感染予防・拡大防止対策にご協力をお願いいたします。

○失業認定の取扱いについて

失業の認定については、大阪における緊急事態宣言期間中、原則郵送により行います。

なお、当初指定の失業認定日での来所を強く希望される場合については、事前のご連絡は不要ですので、失業認定日にご来所ください。

○関連する留意事項について

- ・ 郵送認定の方法等についてはQ & A、失業認定申告書の記入については見本をご覧ください。
- ・ 感染予防等の観点から、希望により失業認定日を別の日へ変更することも可能です。（事前連絡が必要です。）
- ・ 本取扱いについては、緊急事態宣言期間中の限定的な取扱いとなりますのでご了承ください。

申し出や事前連絡、その他ご不明な点などは、受給中のハローワークまでお問い合わせください。
(お問い合わせは平日の8：30～17：15に限ります。)



郵送による失業の認定 Q&A

Q 何を郵送すればよいですか？

A 「雇用保険受給資格者証」及び「失業認定申告書」をご郵送ください。

Q いつ郵送したらよいですか？

A 当初指定の認定日以降、概ね一週間程度の間を受給しているハローワーク宛に発送してください。
郵送の際は、郵便事故防止のため、なるべく特定記録等での郵送をお願いします。

Q 失業認定申告書はどのように記入したらよいですか？

A 記入方法については、「失業認定申告書(見本)」及び「雇用保険の失業等給付受給資格者のしおりP15～16」を参照の上、ご記入ください。
失業認定申告書の記載内容について、記入漏れやお尋ねしたいことがある場合は、電話等による確認をさせていただくことがありますので、失業認定申告書の備考欄に昼間連絡可能な電話番号を記載してください。

Q 新型コロナウイルス感染防止のため、求職活動ができていませんが、受給できますか？

A 大阪における緊急事態宣言期間が認定期間に1日以上含まれている場合については、受給ができます。
「失業認定申告書(見本)」のとおり、3欄の(イ)に○をつけ、「新型コロナウイルス感染防止のため、求職活動が行えなかった」と記入してください。

Q 郵送後はどのように手続きが進みますか？

A 書類到着後、失業の認定及び振込等にかかる処理を行った上で、「雇用保険受給資格者証(処理内容を印刷したもの)」と「次回の失業認定申告書(支給終了となる方を除く)」を返送いたします。
書類到着後、概ね1週間～10日程度での支給となります。



見本

前回の認定日（初回の方は受給手続きをされた日）から今回の認定日前日までに、仕事をした場合「ア した」に○、していない場合は「イ しない」に○をつけてください。

1 失業の認定を受けようとする期間中に、就業又は内職又は手伝いをしましたか。	ア した 就業又は就労をした日は○印、内職又は手伝いをした日は×印を右のカレンダーに記入してください。 イ しない	7 月							8 月						
		8	9	10	11	12	13	14	8	9	10	11	12	13	14
		15	16	17	18	19	20	21	15	16	17	18	19	20	21
		22	23	24	25	26	27	28	22	23	24	25	26	27	28
		29	30	31					29	30	31				

仕事をした場合は働いた日に○または×をつけ、収入があった場合は収入も申告してください。（しおりP15~16を必ず参照）

2 内職又は手伝いをして収入を得た人は、収入のあった日、その額（何日分）などを記入してください。	収入のあった日	月	日
	収入のあった日	月	日
	収入のあった日	月	日

3 失業の認定を受けようとする期間中に、求職活動をしましたか。

ア 求職活動をした	(1) 求職活動をどのような方法で行いましたか。					
	求職活動の方法	活動日	利用した機関の名称	求職活動の内容		
	(ア) 公共職業安定所又は地方運輸局による職業相談、職業紹介等	7/21	ハローワーク○○	職業相談		
	(イ) 職業紹介事業者による職業相談、職業紹介等					
	(ウ) 派遣元事業主による派遣就業相談等					
	(エ) 公的機関等による職業相談、職業紹介等					
イ 求職活動をしなかった	(2) (1)の求職活動以外で、事業所の求人に応募したことがある場合には、下欄に記載してください。					
	事業所名、部署	応募日	応募方法	職種	応募したきっかけ	応募の結果
	株式会社 ○○ （電話番号 00-0000-0000）	7/27	書類送付	営業	(ア) 知人の紹介 (イ) 新聞広告 (ウ) 就職情報誌 (エ) インターネット (オ) その他	結果待ち
					(ア) 知人の紹介 (イ) 新聞広告 (ウ) 就職情報誌 (エ) インターネット (オ) その他	
	（その理由を具体的に記載してください。） 新型コロナウイルスの感染防止のため、求職活動が行えなかった。					

どちらかに○

新型コロナウイルスの影響により求職活動ができなかった場合、このように記入してください。

4 今、公共職業安定所又は地方運輸局から自分に適した仕事があれば、すぐに応じられますか。	ア 応じられる	イに○印をした人は、すぐに応じられない理由を第2頁の注意の8の中から選んで、その記号を○で囲んでください。
	イ 応じられない	
5 就職もしくは自営した人又はその予定のある人が記入してください。	ア 就職	(1) 公共職業安定所又は地方運輸局紹介 (2) 地方公共団体又は職業紹介事業者紹介 (3) 自己経歴
	イ 自営	(就職地事業所) 事業所名 所在地 電話番号()

雇用保険法施行規則第2条第1項の規定により上記のとおり申告します。

令和 3 年 0 月 0 日 (この申告書を提出する日)

公共職業安定所長 殿
地方運輸局長 殿

受給資格者氏名 ○○ ○○
支給番号 (00-000000-0)

※公共職業安定所又は地方運輸局記載欄	1. 支給番号	2. 未支給区分
	4. 支給期間	5. 内職又は手伝いによる収入
	7. 就職手続完了日数	8. 就職手続に相当する特別給付支給日数

昼間連絡可能な電話番号を記入してください。

連絡先: 080-0000-0000

認定日の日付を記入。

次回認定日・期間	認定対象期間	※通勤事項
月 日 時から 時まで	月 日 - 月 日	